

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令等について（案）

平成30年3月14日
原子力規制委員会

1. 改正の趣旨と概要

平成30年度機構・定員要求の結果を踏まえ、原子力規制委員会の組織改正を行うため、原子力規制委員会組織令（平成24年政令第230号）及び原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）について以下のとおり改正を行う。

（1）原子力規制委員会組織令 別添1

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、各府省庁にEBPM（Evidence-based Policymaking）推進体制を構築することとされた。

これを踏まえ、長官官房に「政策立案参事官」を設置することとし、原子力規制委員会組織令について所要の改正を行う。

具体的には、

- ・ 長官官房に政策立案参事官を設置するため、長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の定数を「6人」から「7人」に改める。

（2）原子力規制委員会組織規則 別添2

上記（1）のとおり、政策立案参事官を設置し、訴訟対応を強化するため参事官（法規担当）に検察官を充てる等のため、原子力規制委員会組織規則について所要の改正を行う。

具体的には、

- ・ 長官官房に政策立案参事官1人を置くこととし、その所掌事務を規定する。政策立案参事官は、原子力規制委員会の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理することとする。
- ・ 長官官房の参事官2人のうち1人には、検察官をもって充てるものとし、その所掌事務に原子力規制委員会の所掌事務に関する訴訟への対応を追加する。
- ・ その他、検査官等の定員増の反映等所要の改正を行う。

2. 今後の予定

平成30年3月下旬 閣議決定予定（政令のみ）

平成30年4月1日 施行予定

政令第 号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六人」を「七人」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

原子力規制委員会の所掌事務の的確な遂行を図るため、原子力規制庁長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の増員を行う必要があるからである。

○原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（総括整理職の数） 第六条 長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職に係る原子力規制委員会設置法（以下「法」という。）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、七人とする。</p> | <p>（総括整理職の数） 第六条 長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職に係る原子力規制委員会設置法（以下「法」という。）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、六人とする。</p> |

○原子力規制委員会規則第 号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第五項及び原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）第九条第三項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を別表により改正する

。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第一条 長官官房に、緊急事態対策監一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人、政策立案参事官一人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 政策立案参事官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。</p> <p>6 「略」</p> <p>(長官官房に置く課等)</p> <p>第二条 長官官房に、次の五課並びに参事官二人(うち一人は、検察官をもって充てるものとする。)、安全技術管理官四人及び安全規制管理官二人を置く。</p> <p>総務課 人事課 技術基盤課 放射線防護企画課 監視情報課</p> <p>(参事官の職務)</p> <p>第八条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は長官官房の所掌事務(委員会の所掌事務に関する訴訟に関するものに限る。)に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に参画する。</p> <p>〔一〕十一 略〕</p> <p>(監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務</p> | <p>第一条 長官官房に、緊急事態対策監一人、核物質・放射線総括審議官一人、審議官三人及びサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置く。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>(長官官房に置く課等)</p> <p>第二条 長官官房に、次の五課並びに参事官二人、安全技術管理官四人及び安全規制管理官二人を置く。</p> <p>総務課 人事課 技術基盤課 放射線防護企画課 監視情報課</p> <p>(参事官の職務)</p> <p>第八条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>〔一〕十一 同上〕</p> <p>(監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>5 「略」</p> <p>4 「略」</p> <p>3 保障措置室に、室長及び首席査察官一人を置く。</p> <p>2 首席査察官は、命を受けて、保障措置室の所掌事務のうち査察に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> | <p>18 「6 17 略」</p> <p>5 広報室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>5 広報室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</p> <p>第十四条 総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。</p> <p>二 原子力事故による災害の防止に關し必要な施設、設備又は資機材の整備に關すること。</p> <p>一 原子力事故による災害の防止に關し必要な施設、設備又は資機材の整備に關すること。</p> <p>三 原子力事業者防災業務計画に關すること。</p> <p>（企画官）</p> <p>第十六条 技術基盤課に、企画官一人を置く。</p> <p>2 「略」</p> <p>（保障措置室並びに首席査察官及び企画官）</p> <p>第十七条 「1・2 略」</p> | <p>調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官）</p> <p>第十四条 総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。</p> <p>「2 4 略」</p> <p>5 広報室に、室長を置く。</p> <p>「6 17 同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>第十四条 総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人及び防災システム専門官一人を置く。</p> <p>「2 4 同上」</p> <p>5 広報室に、室長を置く。</p> <p>「6 17 同上」</p> <p>「項を加える。」</p> |
| <p>4 「同上」</p> <p>3 保障措置室に、室長を置く。</p> <p>2 「項を加える。」</p> | <p>（保障措置室及び企画官）</p> <p>第十七条 「1・2 同上」</p> <p>第十六条 技術基盤課に、企画官二人を置く。</p> <p>2 「同上」</p> | <p>調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、情報システム管理官及び防災システム専門官）</p> <p>第十四条 総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人及び防災システム専門官一人を置く。</p> <p>「2 4 同上」</p> <p>5 広報室に、室長を置く。</p> <p>「6 17 同上」</p> <p>「項を加える。」</p> |

(放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官)

第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十二人を置く。

〔256 略〕

(企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、国際核セキュリティ専門官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、国際核セキュリティ専門官一人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人及び安全管理調査官二人を置く。

〔257 略〕

8|| 核物質防護指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

9|| 上席核物質防護対策官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する審査及び核物質防護検査(原子炉等規制法第六十七条の二第四項に規定する検査をいう。)に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

10|| 「略」

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)

第二十二條 原子力規制部に、安全規制調整官十人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全

(放射線環境対策室並びに企画官及び上席放射線防災専門官)

第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十一人を置く。

〔256 同上〕

(企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

〔257 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

8|| 「同上」

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官)

第二十二條 原子力規制部に、安全規制調整官十人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全

| | |
|---------------------------|---|
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | <p>管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。</p> <p>〔259 略〕</p> <p>（原子力安全人材育成センターに置く課等） 第二十五条 センターに、次の四課並びに総括指導官一人及び上席指導官十二人を置く。 人材育成課 規制研修課 原子炉技術研修課 国際研修課</p> |
| | <p>管理調査官八人、上席原子力専門検査官十六人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。</p> <p>〔259 同上〕</p> <p>（原子力安全人材育成センターに置く課等） 第二十五条 センターに、次の四課並びに総括指導官一人及び上席指導官十人を置く。 人材育成課 規制研修課 原子炉技術研修課 国際研修課</p> |